

【 世帯分離時の役場手続きチェックリスト 】

※必要となる手続き項目にチェックを入れて、ご利用下さい。R6年4月作成

■ 共通の手続き ■

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
☐	世 帯 分 離 届	世 帯 分 離 さ れ る ご 本 人 又 は 世 帯 員 の 中 人	住 民 票 の 異 動	☐ 窓口に来られる方の本人確認書類(免許証・パスポート等) ※健康保険証の場合は、年金手帳等もう一つが必要です。 ☐ 代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類	世帯を分離してから14日以内に世帯分離の手続きが必要です。届出が遅れると 5万円以下の過料 に科せられる場合があります。	住 民 保 険 課 (庁 舎 1 階) TEL : 44-2611

■ 該当者の手続き ■

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
☐	健 康 保 険	世 帯 に 国 民 健康保険加入者 が 居 ら れ る 方	国民健康保険の 諸 変 更 等	☐ マイナンバー ☐ 国民健康保険証	※手続きが必要な場合があります。 ご確認下さい。	住 民 保 険 課 (庁 舎 1 階) TEL : 44-2611
		世 帯 に 後 期 高齢者医療保険 加入者が居られる方	後期高齢者医療 保険の諸変更等	☐ マイナンバー ☐ 後期高齢者医療保険証	※手続きが必要な場合があります。 ご確認下さい。	
☐	福 祉 医 療 (子ども・ひとり親・心身障害・ 重度心身障害)	世 帯 に 福 祉 医療給付受給者 が 居 ら れ る 方	諸 手 続 き 等	☐ マイナンバー ☐ 福祉医療受給資格者証	※手続きが必要な場合があります。 ご確認下さい。	
☐	介 護 保 険	要 介 護 (支 援) 認 定 者	介護保険資格異動届 そ の 他 手 続 き	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 減免等の認定証 ☐ マイナンバー ☐ 介護保険負担割合証 (※ その他手続き等は人によって異なります。詳しくは担当課まで)	※手続きが必要な場合があります。 ご確認下さい。	長 寿 介 護 課 (庁 舎 1 階) TEL : 44-2635
☐	自 立 支 援 医 療 (精 神 通 院)	受 給 者	諸 手 続 き	● 手続きが必要な場合があります。詳しくは担当課まで。		福 祉 こ ど も 課 (庁 舎 1 階) TEL : 44-2631
☐	上 下 水 道	上下水道引落とし口座 名義変更希望者	料金引落とし口座 変 更 の 手 続 き	☐ 詳しくは 磯城郡水道企業団 までお問い合わせ下さい。	※手続きが必要な場合があります。 お電話にてご確認下さい。	磯城郡水道企業団 田原本町西竹田280 TEL:0744-32-2516
☐	防 災 無 線	新 し い 世 帯 に 防 災 無 線 を 希 望 さ れ る 方	防災無線の貸出	☐ 世帯分離時に住民保険課で受け取った異動通知 (※ 詳しくは担当課まで)	※手続きが必要となります。 ご確認下さい。	総務課 (庁舎2階) TEL:44-2211

リストはあくまで『例示』です。人によって変わる場合があります。ご不明な点等ありましたら、各担当課にお問い合わせ下さい。